平成２８年（フ）第１４８６号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番５―903号
債務者　水口　恵子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
北海道北見市北斗町３丁目７番１号　第２コーポ野尻12号、前住所北海道北見市留辺蘂町旭南56番地２　旭南団地１―105号
債務者　田端　　司
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
青森県十和田市大字赤沼字沼袋171番地17
債務者　長畑　昭子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２６号
岩手県久慈市川崎町16番18号
債務者　四作　一樹
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第１８１号
群馬県高崎市阿久津町1044番地１　綿貫アパート７号、住民票上の住所群馬県高崎市阿久津町1044番地１　綿貫アパート２号
債務者　今井　珠里
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１８５号
群馬県高崎市箕郷町矢原403番地４
債務者　岡田　茂信
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第９２２号
埼玉県上尾市愛宕２丁目18番12号、旧住所埼玉県上尾市愛宕１丁目６番６号　パールハイツ101
債務者　石井　友彦
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９４２号
さいたま市見沼区大和田町１丁目956番地３
債務者　渡邉　敏人
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８４号
埼玉県川口市大字源左衛門新田93番地の１　ＥＯＳ　101号
債務者　山下　涼子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８９号
さいたま市見沼区東大宮６丁目35番地３　川田荘203
債務者　中野　　優
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９２号
埼玉県川口市戸塚２丁目23番８号　302
債務者　佐々木盛喜
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３０号
さいたま市大宮区三橋４丁目629―４ハッピープラザ二番館104、住民票上の住所さいたま市西区大字土屋558番地21
債務者　美馬真砂美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
埼玉県吉川市栄町764番地２　レーベンハイム吉川604号
債務者　寺本　佳司
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
埼玉県草加市花栗４丁目25番３号
債務者　近江　美香
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地３丁目２番５号　ヴィオラ301
債務者　金子安佐子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４５４号
埼玉県春日部市米島345番地１　ワコーレ南桜井306
債務者　石井　　宏
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目689番地の15　レジデンスたつみＡ―101
債務者　相笠　和子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部